2024年度福山駅前広場運営実証実験業務委託仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、福山市(以下「甲」という。)が受注者(以下「乙」という。)に委託する「2024年度福山駅前広場運営実証実験業務委託」(以下「本業務」という。)に適用します。 本業務は、福山市契約規則(昭和41年規則第13号)、委託契約書及び本仕様書に基づいて実施するものとします。

2 本業務の背景

本市では、福山駅周辺を市内外から人と企業を惹きつけるエリアに変えるために、その核となる駅前広場を交通結節機能と都市の広場機能が融合した居心地がよく歩きたくなる空間(ウォーカブルな空間)に転換することをめざしており、2023年3月に、福山駅前広場整備基本方針(以下「基本方針」という。)を策定しました。

2023年度から福山駅前広場整備基本計画(以下「基本計画」という。)の策定に 向け、遺構を生かした空間づくりやバス・タクシーなどの施設配置について検討を進め ています。さらに、交通結節機能を適切に配置しつつ、人が集い、憩い、交流が生まれ る空間づくりに向け、駅前広場を全面的に人のための空間にする案や民間事業者による 広場運営の検討も行っています。

3 本業務の目的

2024年度福山駅前広場実証実験では、基本計画の策定に向け、2024年2月に とりまとめた「福山駅前広場整備に係る検討内容(中間とりまとめ)」に示す「施設計 画」、「動線計画」、「運営計画」の考え方に基づいた交通処理の影響や広場の使い方を検 証することとしています。

本業務では、そのうち「運営計画」の考え方に基づいて、公募で選ばれた民間事業者の企画提案によって広場運営を試行し、将来の広場整備を見据えた効果的な使用・運営・管理のあり方について検証することを目的としています。

4 将来の駅前広場運営の考え方

基本方針では、駅前広場の再編に当たって、次の利用者目線の価値を大切にすることを示しています。

使いやすさ

- ・ 徒歩や車両でスムーズに移動できる
- ・ 公共交通が使いやすく、車を持たなくても暮らせる
- ・ 周辺施設との連携により、便利に使える
- ・ 新しいヒトやモノ,情報に出会えて,役に立つ
- ・ 柔軟性や可変性のある空間で使いやすい

安心感

- ・ 社会的なつながりを得られる
- ・ 徒歩や車両で安全に移動できる
- ・ 防犯性の高い環境で安全に使える
- ・ 緊急時に安全に逃げ込める

過ごしやすさ

- ・ 誰でも簡単に様々な活動をすることができる
- ・ 誰もが (一人でも) 居心地が良く過ごすことができる
- 天候によらず、使うことができる。
- ・ 心地よい穏やかな光景を見ることができる
- ・ 歩いたり会話する機会が増え、健康に暮らせる

福山らしさ

- ・ 福山の歴史や文化を感じられる
- ・ 福山の気候や風土との調和を感じられる
- 駅周辺や周辺地域の様々な魅力を感じられる
- ・ 訪れる人々が愛着を感じられる
- まちの多様性やにぎわいのエネルギーを感じられる

多様な人々が訪れる駅前広場には、曜日や時間帯、訪れる人のニーズに柔軟に対応し、 日常的に利用される仕組みや仕掛け、機能が必要だと考えています。

また、多くの人が訪れる駅前広場だからこそ、多様な情報が集積し、情報の発信や交換ができる場となることが必要だと考えています。

よって、今回の実験では、平日・休日、朝昼夜に対応できるコンテンツの配置や多様な 人々を受け入れられる広場運営や、多様な情報が発信され、駅前広場がメディアの役割を 果たせる企画提案を求めます。

5 本業務の基本コンセプト

本業務に当たっては「4 将来の駅前広場運営の考え方」に加え、次に掲げる基本コンセプトを踏まえた内容としてください。

① 基本コンセプト

「結節(つながり)」

福山駅前広場協議会や福山駅前広場シンポジウムでは、駅前広場の機能について、「産業や食などの情報が集約されている場所であってほしい」「普段関わりのない人同士、モノ同士が出会うことでイノベーションが生まれる」「広場と隣接地との間に境界を感じさせない状態が良い」などの意見が出ています。

こういった意見から、駅前広場には、「人とまち」、「人と人」、「人と場所」、「人と情報」、「人とモノ」、「人とコト」、「福山駅前と市内、備後圏域」といった、「**結節(つながり)」**を生み出す機能が必要であると考えています。

② 「結節(つながり)」を意識したコンテンツの例

コンテンツは様々なものが考えられますが、参考に福山駅前デザイン会議、福山駅前 広場協議会、福山駅前広場シンポジウムでの意見を次に例示します。

※これらは例示であって企画を縛るものではありません。民間事業者の多彩な経験を基 にした自由な発想を求めます。

○周辺地域と駅前広場がつながる

Ex. 山や海があるような周辺地域の人たちが、駅前広場で地元の自慢したい食べ物や 生産品を展示・販売する。福山駅を訪れた人に、周辺地域に行けば何があるかが伝わ り、実際にそこに行きたくなる。

○駅前広場と駅周辺のお店がつながる

Ex. 駅前広場で駅周辺の飲食店や物販店が、自分の店をポップアップストアとして出店する。ポップアップストアで購入した人が、ほかの商品も気になり、実際の店に行きたくなる。

○様々な情報と福山駅を訪れる人がつながる

Ex. 駅前広場にラジオ局を設置し、駅前広場の情報だけでなく福山市や備後圏域の様々な情報が発信される場になる。

○行き場のない若者と支援する人がつながる

Ex. よろずやのような案内所を設置し、困っている若者が気軽に相談できる大人とつながれる場を提供する。

○人とまちがつながる

Ex. 目的がなくてもふらっと立ち寄れる空間づくりをする。一人でもまちとつながる きっかけをつくる。

など

6 業務内容

本業務の内容は、次のとおりとします。

- (1)「7 業務対象場所」に示す区域を活用した実証実験の実施
 - ア 実証実験における広場運営の内容に関する企画

別表「2024年度福山駅前広場運営実証実験業務委託に関するプロポーザル評価基準・評価項目」に記載の「広場運営の考え方」、「デザイン」、「情報発信」、

「ローカル」、「ライフスタイル」の評価内容を踏まえた企画とすること

イ 関係者との調整(事前準備期間中から実証実験実施期間中まで)

- ウ 実証実験における広場運営の準備(必要な資材の調達を含む。)
 - ※実証実験の来場者から飲食、物販等により料金を徴収しても良いが、その場合は、使用する区画について、占用料として1日につき1平米あたり19円を乙が甲に収めること
- エ 実証実験における広場運営のプロモーション
- オ 実証実験における広場運営の実施 実施期間中の環境整備(清掃、什器の管理など)
- カ 動画制作(実証実験後に様々な媒体で配信する予定)
 - ・企画、撮影、編集までを含む
 - ・2パターンの動画提供(15秒程度のショートver.と3分程度のロングver.)

(2)報告書作成

本業務の実施内容を報告書として取りまとめることとします。また、報告書の内容に 疑義や不足等がある場合、甲は乙に修正等適切な対応を求めることができます。

(3) 市で行う業務内容

次の業務については、甲が行います。

- ① タクシー待機場への人工芝の設置 (レンタル、設置、撤去までを行う)
- ② 安全対策に必要なコーンやバー、バリケードなどの設置
- ③ 実証実験期間中の安全管理
 - ・タクシー乗降場・待機場及び路線バススペースに、交通誘導員を一人ずつ配置
- ④ 各種行政手続きの支援
- ⑤ 本業務の効果検証(アンケート等により効果検証を行う)
- ※電源、給排水設備が必要な場合は別途協議

7 業務対象場所

- ①タクシー乗降場・待機場
- ②福山駅前バス案内所前
- ③路線バススペース

(6番、7番乗り場)



8 スケジュール

今回の実証実験は、交通に係る変更を伴うため「7 業務対象場所」に示す①から③までの場所を使用できる期間は、次のとおりとします。

- ①2024年(令和6年)9月27日(金)午後0時から同年10月22日(火)午後 0時まで
- ②2024年(令和6年)9月25日(水)から同年10月25日(金)まで
- ③2024年(令和6年)9月25日(水)から同年10月25日(金)まで

※全日を通して、イベント等を行う際には、近隣住民への配慮をお願いします。 ※音の出る活動については午後10時までとします。

また、次の期間について、すでに決まっているイベントがあるため、使用できない範囲があり、該当イベントと調整が必要となります。

- (1) 2 0 2 4年(令和 6 年) 9月 2 8日(土)、2 9日(日) 「オープンストリートフクヤマ」で②福山駅前バス案内所前を使用
- (2) 2 0 2 4年(令和6年) 1 0月18日(金)午後0時から19日(土)終日 「日本ばら会全国展 福山大会」で①タクシー乗降場・待機場の一部を使用

9 契約期間

契約締結日から2024年(令和6年)12月27日(金)までとします。

10 実施計画書

乙は、契約締結後速やかに甲と十分な打合わせを行い、業務着手届、業務責任者報告、業務実施計画(業務概要、工程表、組織表など)を提出し、甲に承認を得てください。また、業務実施計画書の内容に変更が生じる場合、乙は、変更内容について甲と協議を行い、甲に承認を得てください。

11 各種法令等に関する手続

本業務の遂行上、必要となる各種法令等に関する手続きは、乙が行うものとします。

12 貸与資料

甲は、本業務の実施に当たり、必要に応じて乙に関係資料を貸与するものとします。乙は貸与された資料を、甲の許可なく他の目的に使用し、又は、第三者に譲渡してはなりません。また、貸与された資料は、業務終了後、速やかに甲に返却するものとします。

13 報告の義務

本業務の遂行中、適宜、乙から進捗状況を報告するものとします。

14 損害及び危害

乙は、本業務の遂行に際し、他に損害及び危害を及ぼさないようにし、損害を与えたときは、乙の責任において処理することとします。また、近隣住民などから苦情等があった場合は、乙において丁寧に対応するものとし、その結果を甲に報告してください。

15 疑義

本業務を遂行するに当たり疑義が生じた場合は、速やかに甲とその内容について協議するものとします。

16 秘密の保持

乙は、本業務遂行中に知り得た情報を甲の許可なく、他の目的に利用してはなりません。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りではありません。

17 成果品の帰属

本業務で得られた成果品は全て甲の所有とし、甲の許可なしに他の公表し、貸与 し、又は、使用してはなりません。甲は、成果物等のすべてについて、業務に必要な 範囲で改変し、又は、二次利用する権利を有するものとします。

18 成果品

成果品は、次のとおりとします。

- (1)報告書(概要書含む) 1部
 - ア 業務の実施状況が分かる写真
 - イ 本業務遂行時において作成した成果物(計画書や広報物等)
 - ウ 作成した動画データ
 - エ その他、甲が必要と認めるもの
- (2)報告書の電子データ (CD-R) 1式

19 情報提供

これまでの広場整備に当たっての経過、議論、意見などは、市ホームページ (https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/ekisyuuhensaisei/) 内の

「福山駅前広場協議会」「福山駅前広場デザインシンポジウム」を参照してください。

20 その他

社会情勢の変化等やむを得ない理由により、実証実験の内容等に変更が生じる場合や実証実験が中止となる場合には、本業務に係る事業の内容や契約金額等について甲と乙で協議を行い、変更契約等の手続を行うものとします。